

質問回答

NO.	質問	回答
1	1. 様書【1】(3)キ 「TEMM27 及び直前の実務者会合等への同行」について、宿泊を伴う同行という理解でよいでしょうか。	そのとおりです。ただし、会議場近辺に自宅があるといった事情であれば必ずしも宿泊を伴う必要はございません。
2	2. 様書【1】 本会合等、円卓会議、日中環境ハイレベル円卓対話のそれぞれの通訳者は宿泊を要するという理解でよいでしょうか。	円卓会議については通訳者の手配等を仕様を含んでおりません。本会合、日中環境ハイレベル円卓対話についてはご質問のとおりです。ただし、会議場近辺に自宅があるといった事情であれば必ずしも宿泊を伴う必要はございません。
3	3. 様書【1】 別に公示されている「令和8年度「日中韓三カ国環境大臣会合等」開催支援業務」の仕様書において、「⑤ 通訳配置計画の作成及び通訳に係る調整に関する業務」があり、一部の会合で通訳に関する記述が重複しているように思われます。本会合及び関連会合の一連の日程(※)において、本業務及び上記業務における通訳の確保、手配、費用負担、対応等の整理をご教示ください。 ※本会合等(バイ会談、レセプション、エクスカージョン含む)、円卓会議、日中環境ハイレベル円卓対話	令和8年度「日中韓三カ国環境大臣会合等」開催支援業務の受託者と調整の上、通訳者を令和8年度日中韓三カ国環境大臣会合等支援及び共同研究推進・広報等業務において手配いただくことを想定しております。通訳者の手配に係る費用については令和8年度日中韓三カ国環境大臣会合等支援及び共同研究推進・広報等業務で負担いただきます。
4	仕様書【1】(2)「TEMM局長級会合等支援業務」について、昨年度TEMM26では逐次通訳者1名(日本語-英語)を手配したが、今回は手配しないでいいでしょうか。	現時点で通訳者の手配は想定しておりません。
5	仕様書【1】(4)「日中韓環境協力功労者特別表彰」について、日本側被表彰者1名にのみアテンドし、中韓の功労者にはアテンドしないでいいでしょうか。	本業務においては中韓の功労者のアテンドは不要です。
6	資料書【1】(6)ア 「ユースフォーラムの準備、必要経費支払等に係る業務」のところに「中国側参加者、韓国側参加者の開催地における宿泊費用は本業務で負担すること」とありますが、これは何名分を想定しているのでしょうか。	中国側参加者、韓国側参加者各6名を想定しています。
7	7. 資料書【1】(6)ウ「ユースフォーラム派遣者の募集と選考補助」のところに「選考委員会は2回(書面ならびに面接による審査)、2時間程度、オンラインで、本会合開催の2カ月前頃に開催すること」とありながら、「委員会出席謝金(1日あたり18,000円(1日分))を支払う。」とありますが、2回の委員会が別日に開催された場合でも「1日分」の支払いでよいのでしょうか。	2回の委員会が別日に開催された場合、2日分お支払いいただくこととなります。
8	8. 資料書【1】(6)エ「ユースフォーラム日本側参加者の事前勉強会のための事務局業務」の「(エ)ロジ支援」のところに「事前勉強会の宿泊(1泊)を予約し」とありますが、遠隔地に居住するユースに対しても「前日泊を含めた2泊」の旅費支給は行わないということでしょうか。	1日目は計2時間程度の講義を予定しているため、遠隔地に居住していた場合、移動時間を考慮した時間帯に事前勉強会を開催することを想定しているため前日泊を含めた2泊の旅費の支給は想定しておりません。
9	9. 資料書【1】(6)カ「日本側参加者の引率等」の「(ア)日本側参加者の引率」に「日本の到着空港・最寄り駅-宿泊-会場間の移動等、現地での移動の際、参加者を引率し、宿泊の予約確認等を行うとともに、現地における突発的なトラブルへの対応など、参加者が円滑に会議へ参加できるための支援を行う」とありますが、これは日本側参加者に限られており、中国・韓国からの参加者の引率は不要ということでしょうか。	本業務においては中国・韓国からの参加者の引率は不要です。

10	<p>10. 資料書【1】(6)カ「日本側参加者の引率等」の「(イ) TEMM27への報告支援」のところに「TEMM27では、日本ユース代表による大臣へのユースフォーラム報告が行われるため」とありますが、大臣への報告は翌年の開催国のユース（即ち韓国ユース代表）が行うのが通例だと聞いておりますが、今回は通例と異なり主催国の日本代表ユースが行うのでしょうか。</p>	<p>ユースフォーラム報告の代表国については、今後、中国、韓国と調整の上、最終決定する予定です。</p>
11	<p>11. 資料書【1】(6)キ「ユースフォーラム関係文書の翻訳等」のところに「参加に当たって必要な情報をまとめた「TEMM27ユースフォーラム参加の手引」を作成し、事前に参加者に配付する」とあり、翻訳の要否についての言及がありませんが、作成するのは日本語版だけでよいのでしょうか。英語版も作成して中国・韓国からの参加者に配布するのでしょうか。</p>	<p>英語版を作成して全参加者に配布いただくことを想定しています。</p>
12	<p>12. 資料書【1】(6)キ「ユースフォーラム関係文書の翻訳等」のところに「中韓ユースフォーラム参加者の発表資料（パワーポイント資料を含む。）及び会議結果については英語から日本語への翻訳を行う。」とありますが、日本ユースの発表資料が最初から又は途中から英語で作成され、日本語での最終発表資料が無い場合でも日本語への翻訳は不要ということでしょうか。また「会議結果」の作成は、本業務に含まれず、別途作成された「会議結果」の英語から日本語への翻訳を行うだけでよいのでしょうか。</p>	<p>日本ユースの発表資料が最初から又は途中から英語で作成され、日本語での最終発表資料が無い場合で日本語への翻訳は不要です。会議結果の作成、翻訳についてはご認識の通りです。</p>
13	<p>13. ユースフォーラム開催中の飲料計画（朝食、茶菓、昼食、夕食）の策定は本業務には含まれず、「日本代表ユース5名＋コーディネーター1名」の旅費、及び中国・韓国からの参加者の内で想定されている人数の宿泊費用に含まれている食費を除く朝食、茶菓、昼食、夕食の費用は本業務では負担しないということでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
14	<p>14. 様書【3】(3) 「中国の環境と開発に関する環境協力委員会（チャイナカウンシル）準備支援」について、「本業務は、令和8年4月に中国・重慶市での開催を予定しているチャイナカウンシルのラウンドテーブル・・・」との記載がある一方、ラウンドテーブルについての説明で「●開催地 中国・北京市（予定）」と記載されています。見積り（航空賃積算）にあたり、開催地は北京市と想定することでしょうか。</p>	<p>開催地は北京市の想定で結構です。</p>